

↳ 相続税の課税方式

Q : 相続税の課税方式が見直しされているようですが、どのような見直しがされているのですか？

A : 遺産取得課税方式への改正に向けて、いくつかの項目について検討されています。

【解説】

相続税の課税方式は、来年度の税制改正で遺産取得課税に改正することとなっていますが、これに向けて、次のような項目について、財務省と日税連との間で意見交換がなされたことが公表されました。

① 税額計算の基本構造

基礎控除や税率、配偶者控除、生命保険金や死亡退職金、小規模宅地等の特例措置についての計算構造が検討されています。

② 未分割での申告

未分割の場合の計算方法、申告方法、分割協議状況の届出などが検討されています。

③ 仮装分割、仮装未分割への対応

仮装分割等に対する租税回避の対応が検討されています。

④ 普通養子

普通養子の取扱いと相続税額を計算する場合の取扱いが検討されています。

⑤ 世代飛ばし

子供を飛ばして孫へ相続が行われた場合の税額負担が検討されています。

⑥ 納税地

⑦ 申告書

⑧ 連帯納付義務

廃止が検討されています。

